



第1章 計画の概要

- 趣旨 すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健全に成長できる環境や、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育ち・子育ての未来都市うつのみや」を地域社会が一体となって実現する。
- 位置付け 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の具現化、「宇都宮市総合計画」の分野別計画、SDGsへの貢献、「こども基本法」等に基づく市町村計画など
- 対象 子どもや若者、子育て家庭、地域、企業など子育ち・子育てに携わるすべての人と団体
(子どもの定義：心身の発達の過程にある者)
- 期間 令和2年度から令和11年度までの10年間（後期計画：令和7年度～令和11年度の5年間）

第2章 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

(1) 国の動向

- 「こども基本法」の施行 (R5.4) ⇒子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す（子どもの意見表明権などを基本理念に条文化）
- 「こども大綱」の策定 (R5.12) ⇒すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現
- 「子ども未来戦略」の策定 (R5.12) ⇒これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向（「加速化プラン」の内容を明示）
- 「児童福祉法」の改正 (R6.4) ⇒子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 (R6.6) ⇒貧困の「解消」を明記、「現在」だけではなく「将来」の貧困を防ぐための切れ目のない支援
- 「子供・若者育成支援推進大綱」の改正 (R3.4) ⇒すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会
- 「成育基本法」基本方針の改正 (R5.3) ⇒母子保健情報のデジタル化等による、健康管理の充実や事業の質の向上
- 「子どもの居場所づくりに関する指針」の制定 (R5.12)
- 「幼児期までのかどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の制定 (R5.12)

(2) 踏まえるべき関連計画

- 【県】「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」 (R5.8)
- 【県】「第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン」 (R7.3策定予定)
- 【市】「第6次総合計画改定基本計画」 (R5.2)
- 【市】「宮っこを守り・育てる都市宣言」 (R6.2)
- 【市】「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」 (R5.2) など福祉や教育など他分野の関連計画

(3) 子育て環境を取り巻く状況

- 出生数の減少 (H27:4,848人→R4:3,309人 (約1,500人(約32%)の減))
- 晩婚化・晚産化の進行（【平均初婚年齢】男性：31.3歳、女性：29.8歳、【出産年齢】母親：35歳以上が増加傾向）【国】
- 20代で結婚したい割合と20・30代の有配偶率にギャップ（20代：約62%、30代：約21%）
- 核家族世帯の増加 (S60:84,358世帯→R2:122,506世帯 (約38,000世帯(約45%)の増)) 【国】
- ひとり親世帯の貧困率は低下傾向も2人親世帯と比較して高い状態を維持 (44.5%) 【国】
- 保育ニーズは高い状態を維持、在家庭児童は一定数存在
- 児童虐待相談件数は増加傾向 (H25:349件→R4:613件 (264件(約76%)の増))
- 障がい者手帳保持者数 (18歳未満) は増加傾向 (H27:1,366人→R4:1,674人 (308人(約23%)の増))

(4) 前期計画の取組状況

- 【計画全体の目標指標】希望出生率：H30:1.72→R5:1.49
- 基本目標の進捗：一部未達成であるが計画全体としては「概ね順調」
⇒各基本目標の市民満足度については、軒並み「分からぬ」の回答が増加
⇒引きこもりや不登校、児童虐待など困難を抱える子ども・若者への相談支援の目標達成状況に「やや遅れ」が多い

(5) 「子どもと子育て家庭等に関する調査」結果

- 関係性の貧困は20.0ptの増加 (H30:36.4%→R5:56.4%)
- 希望出生率は0.23ptの減少 (H30:1.72→R5:1.49) 【再掲】
- 理想の子どもの数は2~3人、予定の子どもの数は1~3人
- 理想よりも予定の子どもの数が少ない理由は、金銭的負担及び身体的・精神的負担
- 不妊に悩む夫婦が一定数存在 (約20%)
- 仕事時間と生活時間の優先度は、現実では仕事を優先する割合が多い

第3章 課題の整理



(6) 子ども・若者へのWEBアンケート調査結果

- 将来に明るい希望を持っている子どもは75.3%
- 見守り・支えられていると感じる子どもは74.9%
- 自分の意見を伝えられている子どもは69.2%
- 体験・経験機会の充実や、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保が必要
- 結婚したくない子どもの割合は約15%

(7) 多様な子ども・若者への直接の意見聴取結果

- まちに対する要望は「障害のある子どもが気兼ねなく遊べる公園や屋内の遊び場、プール」など

(8) イノベーションmiyaユース会議で提言された意見

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ○子供が安心して登下校できるまち | ○小学生が気軽に勉強や自習をしに |
| ○すべての子どもが自分らしく | ○行けるまち |
| いられる支援を受けられるまち | ○子どもが天候に左右されずに遊べるまち |
| ○兄弟姉妹が同じ保育園に通えるまち | ○公園やお店などに、子どもだけで安心 |
| ○学生と社会人の繋がりが広がって | して行けるようなまち |
| いくまち | ○地域の人が子育てを支援するまち |
| ○子どもたちがいきいきと過ごせる | ○事故・事件が少なく、だれもが安心 |
| まち | して暮らせるまち |
| ○誰もが安全安心に暮らせるまち | ○子どもが自由にのびのびと学習できる |
| ○事故なく安心してずっと暮らせる | まち |
| まち | ○子どもたちも子どもの権利について考 |
| ○自転車に優しいまち | えるまち |
| ○グローバルな最先端技術産業のある | ○みんなが結婚して子どもを産んで家庭 |
| まち | をもちたいと思えるまち |
| ○多様性を認め、差別をしないまち | ○子どもが思いっきり遊べるまち |

第4章 計画の基本的な考え方

●基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てるができる「子育ち」・「子育て」の未来都市うつのみやを地域社会が一体となって目指します。

●基本理念が実現された姿（理想像）

- 子ども・若者の視点
 - ・子どもの権利が尊重される社会環境が整っています。
 - ・年齢や発達に応じて、ふさわしい環境で養育されています。
 - ・自主的・主体的に活動し、心身ともに健やかに育っています。

○子育て家庭の視点

- ・結婚することや家庭・子どもを持つことを望む誰もが将来に夢や希望を描いています。
- ・妊娠や出産における精神的・身体的・経済的負担などが軽減され、安心して子どもを産み育てています。

○地域・企業の視点

- ・地域社会全体で支え合い、すべての子どもや子育て家庭が安心して暮らすことができています。

●基本目標

【基本目標Ⅰ】

子どもや若者が個人として尊重され、心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現

【基本目標Ⅱ】

結婚、妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現

【基本目標Ⅲ】

地域全体で支え合う、子どもが主役の社会の実現

●目標指標

- 「①自分の将来に夢や希望を持っている」、
「②周りの大人は自分を見守り、支えてくれている」、「③自分の意見や思いを周りの大人に伝えられている」と思う子どもの割合

① 現状 (R6) : 75.3% ⇒ 目標 (R11) : 100%

② 現状 (R6) : 74.9% ⇒ 目標 (R11) : 100%

③ 現状 (R6) : 69.2% ⇒ 目標 (R11) : 100%

○希望出生率

現状 (R5) : 1.49
⇒ 目標 (R11) : 1.72以上を目指す

○宇都宮市で子育てをしていきたいと思う親の割合

現状 (R5) : 96.5% ⇒ 目標 (R11) : 100%

第5章 計画の展開

○ 少子化対策の推進

以下の4つの視点に基づき少子化対策を総合的に推進していきます。

- ① 安定した雇用の確保(就労・職場環境整備等)
- ② 都市拠点や住環境の整備
- ③ 結婚活動の支援
- ④ 子育て支援の充実

○ 子どもの貧困対策の推進

以下の6つの支援を施策の柱とし子どもの貧困対策（経済的貧困、関係性の貧困）を総合的に推進していきます。

- I 経済的支援 II 学びの支援 III 健康を支える生活習慣の支援
 IV 体験・経験の機会を得られる支援 V 親を支える支援
 VI 地域で支える支援

○ 相談支援体制の構築・強化

子育てに関するあらゆる分野が密接に情報共有や連携を行う「横のネットワーク」と、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」の包括的な支援体制を構築することが重要であり、本市にふさわしい児童相談所の設置に向けた検討等を進めながら、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していきます。

基本目標	基本施策	構成施策	主な事業（★は重点事業）
【基本目標Ⅰ】 子どもや若者が個人として尊重され、心身ともに健全で夢や希望を持って成長できる社会の実現 【市民満足度】 子ども・若者の児童健全育成環境の充実 【成果指標】 ①青少年総合相談において、自立に向けて環境が改善された青少年の割合 ②子どもの健全育成施設機能の利用者数	1 子どもの権利を尊重する環境づくり <small>目標指標</small> ・子どもを守り・育てるための行動を実践している人の割合 ・友達の人権や気持ちを考えて行動している児童生徒の割合 ・学習や運動、文化・芸術活動などで自分が立てた目標を達成できるよう家の人があたす子どもの割合 2 子どもの心豊かで健やかな成長の支援 <small>目標指標</small> ・児童健康診査（3歳児）の受診率 ・毎日、朝ご飯を食べている児童生徒（小6、中3）の割合 3 たくましい子どもの育ちと若者の自立の支援 <small>目標指標</small> ・職業体験事業「宮っこトライ」の参加者数 ・「宮っ子ステーション事業」のうち、「放課後子ども教室事業」と「子どもの家事業」を一体的に実施している校区数 ・将来の進路や職業に希望を持って学習している中3生徒の割合 ・不登校児童生徒のうち、「学びの機会」を保障し、将来の「社会的自立」に向けた支援につながった児童生徒の割合 4 個別配慮が必要な子ども・若者への支援 <small>目標指標</small> ・手帳所持児のうち、障がい児相談支援を利用している障がい児の割合 ・障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合	(1)子どもの権利に関する意識醸成 (2)子どもが意見を表明する機会の確保 (1)乳幼児期の成長や家庭の状況に応じた支援の充実 (2)学童期や思春期における将来を見据えた健康づくりの支援 (1)子どもの健全育成環境の充実 (2)子どもの学びの支援や教育の機会均等などの推進 (3)若者の社会的自立に向けた支援の充実 (1)将来の自立に向けた適切かつ早期の支援の推進 (2)身近な地域における支援の推進 (3)成長段階に応じた一貫した切れ目ない支援の推進 (4)社会全体の理解促進を図る支援の充実	★子ども権利についての普及・啓発（「宮っこを守り・育てる都市宣言」の推進） ★イノベーションmiyaユース会議事業 ★乳幼児健康診査 ★食育の推進 ○給食費に係る子育て世帯の経済的負担の軽減 ★職業体験事業（宮っこトライ） ★宮っ子ステーション事業 ○全天候型子どもの活動の場の充実 ○大学等受験料・模試試験受験料支援事業補助金 ★ここ・ほっと巡回相談事業 ★発達支援ネットワーク推進事業 ★地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実
【基本目標Ⅱ】 結婚、妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現 【市民満足度】 ①子育て支援の充実 ②結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 【成果指標】 ①3月1日現在の待機児童数 ②妊娠・出産について満足している人の割合	5 結婚、妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 <small>目標指標</small> ・出会いがないことや経済的な不安により独身でいる人の割合 <small>参考値</small> ・不妊治療費助成件数 6 安心して妊娠・出産、子育てできる環境づくり <small>目標指標</small> ・「こんなにちは赤ちゃん事業」の訪問面接率 ・産後サポート事業延べ利用回数 7 多様なニーズに対応した保育サービス <small>目標指標</small> ・「とちぎ保育士・保育所支援センター」のマッチング支援を活用した保育士確保数 ・送迎保育ステーションの利用児童数 8 ひとり親家庭等の自立に向けた支援 <small>目標指標</small> ・ひとり親家庭に支給する児童扶養手当の一部支給家庭の割合 ・児童扶養手当新規申請者における養育費の取り決め率	(1)妊娠に関する正しい知識の普及啓発 (2)結婚の希望をかなえる支援の充実 (3)妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 (1)妊娠初期から産後までの健康管理や相談支援の推進 (2)子育て家庭の多様なニーズに応える子育て支援の充実 (1)年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現 (2)教育・保育サービスの質の向上につながる取組の推進 (3)子どもや子育て家庭の状況に応じた教育・保育サービスの充実 (1)生活基盤を安定させる就労支援の充実 (2)安心して子育てと仕事の両立ができる支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実	★プレコンセプションケア促進事業 ★結婚活動支援事業 ★不妊治療費助成 ○子宮頸がんリスク検査（HPV検査） ★こんなにちは赤ちゃん事業 ★産後ケア等事業 ★多子世帯支援事業 ★教育・保育施設等による供給体制の確保 ★教育・保育施設等への巡回指導支援の推進 ★乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ★母子家庭等就業・自立支援センター事業 ★養育費確保支援事業補助金 ○大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金
【基本目標Ⅲ】 地域社会全体で支え合う、子どもが主役の社会の実現 【市民満足度】 子どもを守り育てる支援の充実 【成果指標】 ①地域で子育てを支援する人の数 ②男性の育児休業取得率	9 仕事と生活が調和した社会づくり <small>目標指標</small> ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合 ・「こどもまんなか応援サポーター」に参加する企業等の数 10 地域全体で子どもや子育て家庭を支える支援 <small>目標指標</small> ・宮っこ居場所の登録数 ・「ながら見守り」実施者数 11 児童虐待の防止 <small>目標指標</small> ・支援が必要な子育て家庭に対してサポートプランを手交した割合 ・すこやか訪問（乳幼児健診未受診者訪問）における状況把握率	(1)企業等における働きやすい職場環境づくりの促進 (2)働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進 (1)地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える支援の充実 (2)身近な相談支援体制の充実及び効果的な情報発信 (3)家庭における養育力の向上 (4)子どもの安全を守る取組の推進 (1)児童虐待の発生予防 (2)児童虐待の重篤化の抑制	★ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の取組啓発事業 ★ママパパ学級 ★ファミリーサポートセンター事業 ★親と子どもの居場所づくり事業・子どもの居場所づくり事業 ★こども家庭センター（母子保健、児童福祉） ★通学路や園外活動時における交通安全対策 ★「ながら見守り」の推進 ★すこやか訪問事業（乳幼児健診未受診児訪問） ★こども家庭センター（児童福祉） ★児童相談所の設置準備

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

行政だけでなく、家庭（子どもの保護者）、事業者、支援団体など、子育ち・子育てに関するすべての主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力しながら、一体的に取組を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るために、子ども・若者の意見を聴きながら子ども・子育て会議（外部会議）や子ども政策推進委員会（府内会議）において、計画の進捗状況の確認や評価などの進行管理を行っていきます。